

鳥取大学大学連携研究設備ネットワーク登録設備利用に関する事務取扱要項

平成24年11月29日
学 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この要項は、鳥取大学連携研究設備ネットワーク登録設備利用に関する規程（平成24年鳥取大学規則第81号。以下「本学利用規程」という。）第9条に基づき、鳥取大学（以下「本学」という。）における大学連携研究設備ネットワーク登録設備の利用に関する事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(申込み・許可)

第2条 本学利用規程第4条第2号に定める者が本学登録設備を利用するときは、別紙様式により学長に申し込むものとする。

2 学長は、前項の申込みを適当と認めるときは、利用を許可するものとする。

(利用料の納付等)

第3条 本学登録設備を利用した者（以下「利用者」という。）は、本学の発行する請求書により利用料を支払うものとする。

2 本学は、四半期毎の利用状況を照合し、利用者の所属する機関に対して請求書を発行するものとする。

3 前2項の規定に基づき請求された利用料は、四半期毎の最終日の属する月の翌々月の末日までに、本学があらかじめ指定した金融口座への振込によって支払うものとする。ただし、支払期限が銀行休業日の場合は、翌営業日までに支払うものとする。

4 利用者は前項の支払期限までに支払わないときは、支払期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額に民法（明治29年法律第89条）第404条に定める法定利率（同条の規定により変動があった場合は当該変動後の率）で計算した延滞金を支払わなければならない。

附 則

この要項は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年12月1日から施行し、改正後の鳥取大学大学連携研究設備ネットワーク登録設備利用に関する事務取扱要項の規定は、平成31年4月1日から適用する。ただし、改正後の第3条第4項の規定は、令和2年4月1日から適用する。

別紙様式

鳥取大学大学連携研究設備ネットワーク登録設備利用に関する申込書

令和 年 月 日

鳥取大学長 殿

住所

氏名 _____ 印

鳥取大学大学連携研究設備ネットワーク登録設備利用に関する規程及び鳥取大学大学連携研究設備ネットワーク登録設備利用に関する事務取扱要項に定められた事項を遵守することに同意の上、下記のとおり申込みをします。

記

1. 利用設備

2. 利用目的

3. その他